



広報 クリ

4月
(No.121)

■発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL 越路 (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社



渋海川に さけを放流

雪国にもようやく春のきしが日一日と濃くなってきた三月十日、魚沼漁協越路支部の代表者によって「さけ」の稚魚五万尾が渋海川に放流されました。四月は入学・進学・お勤めと新しい人生への門出でもあり、あでやかな姿があちこちに見受けられますが、五万尾の「さけ」は三年四年間海で過ごす長旅に越路町から旅立ちました。さけは放流された故郷である渋海川に三・四年後には必ずもどるという習性があり、それまでは清い渋海川であつてほしいものです。さけの放流を四・五年続けるほか、今年はアユ・コイ・フナの放流が計画されています。

今月の主な内容

- ▼町の人口
- 住民基本台帳人口 (2月末日現在)
世帯数 3,063戸 前月比 0
人口 13,739人 -5
- ▼昭和五十年度予算
- 内訳 男 6,679人 -2
女 7,060人 -3
- ▼県議会議員選挙
- ▼生活の一部にしよう
- 火の点検
- ▼戸籍届には「お仕事」を
メモしてきて下さい
- ▼ガス資源を大切に
- ▼町内教職員異動
- ▼駅からのお願い

おしらせ

4月 広報カレンダー	
生ワク対象者	1・1・49・12・31生の者)
1 火 心配ごと相談(役場) 1.00~4.00 県会議員選挙告示	17 友木引
2 金 仏水滅	18 金
3 木 大木安	19 仏土滅
4 金 入学式(越路中以外)	20 大日安 町長選挙告示
5 土 入学式(越路中)	21 行政相談
6 日引 仏水滅	22 出稼者帰郷時検診10.00~3.00 (岩塚小学校) 心配ごと相談(役場)1.00~4.00
7 月 仏水滅	23 出稼者帰郷時検診 (役場)10.00~3.00
8 木 仏水滅	24 出稼者帰郷時検診(塙山小)10.00~3.00 停電(特況地区)9.00~1.00 狂犬病予防注射(塙山区)10.00~11.00 。 (岩塚農協)1.00~2.00
9 金 仏水滅	25 狂犬病予防注射 (岩の区9.30~10.00 神谷区 10.30~11.30) 役場1.00~2.00
10 木 仏水滅	26 大土安
11 金 仏水滅	27 町長選挙投票日
12 土 仏水滅	28 月
13 木 仏水滅	29 友火引 県議会議員選挙投票日
14 金 仏水滅	30 水
15 火 仏水滅	31 心配ごと相談 (役場)1.00~4.00
16 水 仏水滅	2 大金安

今月の納税	
固定資産税	第1期
国民健康保険料	第1期
納期日	4月30日

国民年金保険料
前納のおすすめ

提出年金保険料を前納する場合
の期間を定める改正が行われ、来
年三月まで保険料を前納すること
ができるようになりました。

前納保険料は、四月納付した場
合は一万三千八百八十円です。三
百二十円割安になります。

前納を希望される方は、四月末
までに、役場窓口にて納入され
ますよう、お願い致します。

心配ごと相談日
の変更

心配ごと相談日と相談員が今月
から変わりました。

お気軽に相談下さるよう係では
お待ちしております。

一、相談日は「毎週火曜日」の午
後一時から四時までです。

二、相談日は、民生委員の次の方
々です。

小野塚重作 (来迎寺)
西脇秀一 (岩田)

不燃物の収集
5月1日から再開します

みんなで守ろう新入学児童
新入学児交通事故防止運動 4月4日~4月10日



広報こじい

4月
(号外)

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社

この一票
澄んだ心で胸はって



選挙は
記号式投票で行います
告示
四月二十日
町長選挙は
四月二十七日
選挙権

不在者投票
新有権者
転入者の住所要件
郵便による
不在者投票が
できる人

今回の選挙は、地方選挙ですか
ら国の選挙と違つて選挙人名簿に
登録されている人でも一日町外に
転出(出かせぎ者は除く)した場
合は、たとえ転出先の市町村の選
挙人名簿に登録されなくとも、越
路町では投票することはできませ
ん。

二十八日以前に生れた人で、町
の住民基本台帳に三か月以上登
録されている人です。

十年一月十五日以前に越路町に
転入し、かつ住民票が作成され
ている人です。

投票日になにかの理由で投票所
へ行けない人は、前もって投票す
ることができます。不在者投票は

選挙期日の告示(四月二十日)の
日から投票日の前日(四月二十六
日)まで、毎日午前八時三十分
から午後五時まで役場の選挙管
理委員会で受付けています。
出かせぎ者で投票日まで帰郷で
きない人は、早めに不在者投票用
紙等の請求を選挙管理委員会へし
てください。

「郵便投票証明書」と所定の様
式による申請書に本人が署名し
れを使ふ場合は、郵送により選挙
管理委員会に投票用紙および投票
用封筒を請求してください。
請求期日は四月二十三日までです。

記号式投票とは

				○をつける欄	二 ○のほかは、何も書かないこと。
丙	乙	甲	候補者氏名		一 投票しようとする候補者一人について、氏名の上の○をつける欄に○をつけること。
川 三 郎	野 次 郎	野 太 郎	候 補 者 氏 名		

昭和50年4月27日執行
越路町長選挙投票

越路町選挙管理委員会印

記号式投票様式

※この記号式投票はあらかじめ投票用紙に候補者全員の氏名を印刷しておき記載台に用意してある○印のゴム印を使って、自分の投票しようとする候補者名の上欄に○印のゴム印を押す方式です。
○印でないものを書いたり、鉛筆やペンなどで○印を書いたものはすべて無効になりますから十分注意してください。

もし○印を押しちがえたときは、投票管理者に申し出て、投票用紙の交換をしてください。

こんな投票は無効になります。

○	○	○	●	X
乙	甲	乙	乙	乙
野	野	野	野	野
次	太	次	太	次
郎	郎	郎	郎	郎
○をつける欄	○をつける欄	○をつける欄	○をつける欄	○をつける欄
候 補 者 氏 名	候 補 者 氏 名	候 補 者 氏 名	候 補 者 氏 名	候 補 者 氏 名